

# 若狭ネット

号外 2019年 12月6日

発行：若狭連帯行動ネットワーク

連絡先●福井：〒915-0035 越前市入谷町

13-20 山崎方 TEL 0778-27-8621 ●大阪：〒583-0007 藤井寺市林5-8-20-401 久保方 TEL 072-939-5660  
e-mail dpmz005@kawachi.zaq.ne.jp ●若狭ネット資料室(長沢室長)：〒591-8005 堺市北区新堀町2丁126-6-105  
TEL 072-269-4561 e-mail ngsw@oboe.ocn.ne.jp ホームページ <http://wakasa-net.sakura.ne.jp/www/>

## 関西電力は不正隠蔽を反省し、 2回の公開質問状に答えよ！

10月25日関電本社(大阪市)、

11月21日原子力事業本部(美浜町)へ出向き、  
「関西電力の贈収賄問題に関する公開質問状」を  
提出！しかし、いずれも、回答なし！



### 10月15日関電本社へ質問状提出するも無回答

私たち若狭ネットは、10月25日に「関西電力の贈収賄問題に関する公開質問状」を大阪本社へ緊急提出し、文書回答と公開の場での説明を求めました。しかし、回答期限の2週間後になっても無回答のまま、「さまざまな方々から同じような質問を頂いており、個別には対応しません」、「第三者委員会の調査報告が出るまでは一切答えません」との電話対応でした。

### 11月21日原子力事業本部へ再提出するも無回答

それなら、「金品授受問題と原発利権構造づくりの本丸」へ乗り込もうと、11月21日には福井県美浜町の原子力事業本部へ出向き、7名で公開質問状の改訂版(次ページ参照)を改めて提出しました。その様子は当日夕方と夜のNHK福井放送で放映され、福井県内に広く知れわたったと思います。しかし、今回も回答期限の2週間をすぎても回答はありません。

### 八木社長時代の回答拒否路線を撤回し、回答せよ

関西電力は、八木社長時代(2010.6~2016.6)の2014年2月19日交渉を最後に5年以上、私たちの公開質問状に回答せず、広報部は会うことすら拒否し続けています。今回の不正と不正隠蔽問題で同じことを繰り返せば、「自ら墓穴を掘り、電力消費者の離脱が一層進む」ことを自覚すべきです。八木会長・岩根社長の辞任を契機に過去を清算し、私たちの2回の公開質問状に即刻回答すべきです。

### 12月13日大阪検察庁前に集まり、告発しよう！

12月13日には、大阪地方検察庁へ「関電の原発マネー不正還流を告発する」告発状が提出されます。告発人は12月4日に3,000人を超え、今なお増え続けていて、提出時には3千数百人にのぼるでしょう。告発状提出行動に参加できる方は12月13日(金)昼12時半に大阪地方検察庁前に集合してください。午後1時に大阪地方検察庁へ提出後、決起集会も開かれます。

(京阪中之島線「渡辺橋駅」1番出口から徒歩5分、阪神本線「福島駅」1番出口から徒歩5分、JR東西線「新福島駅」2番出口から徒歩6分、JR環状線「福島駅」から徒歩8分、地下鉄四つ橋線「肥後橋駅」4番出口から徒歩10分)



### 関電の「原発利権構造」を徹底追及し、解体しよう

金品授受が明らかにされた2011年以降7年の間に、関電は電気料金を2回値上げしています。消費者には、「経営が苦しいから電気料金を上げさせてくれ」と頭を下げていた人たちが、その金で「原発推進のための利権構造づくり」に励み、還流してきたカネをジャブジャブもらっていたのです。許し難いことです。今こそ、原発利権構造を解体し、脱原発へ転換し、持続可能な再エネ社会へ大胆に進みましょう。

関西電力株式会社 取締役社長

岩根 茂樹 様

## 関西電力の贈収賄問題に関する公開質問状

若狭連帯行動ネットワーク

(連絡先:福井県美浜町 松下照幸)

原発再稼働をめぐる、貴職をはじめ貴社役員と地元企業や元高浜町助役との汚い金品授受=贈収賄が暴露されました。私たちは、10月25日に貴社大阪本社へ緊急の公開質問状を提出し、2週間後の文書回答を求めましたが、回答はなく、電話で問い合わせたところ、「さまざまな方々から同じような質問を頂いており、個別には対応しません。」「第三者委員会の調査報告が出るまでは一切答えません。」とのすげない返事でした。

「これまで通り、回答を拒否し、広報を介して会うことすら拒否し続ければ、逃げ切れる」と思っているのでしょうか。貴社は2014年2月19日の交渉を最後に5年以上、私たちの公開質問状に回答せず、会うことすら拒否し続けています。しかし、今回の不正と不正隠蔽問題で同じことを繰り返せば、自ら墓穴を掘ることになります。それを十分自覚すべきです。

ここに、大阪本社へ提出して以降明らかになった事実関係について質問項目を追加し、金品授受の現場となった原子力事業本部(福井県美浜町)を通して、改めて公開質問状を提出します。2週間以内に真摯に文書回答を出して頂き、「貴社の回答の説明を聞き質疑を行う場」を設けてくださるよう、再度強く求めます。

### 質問1. 関西電力による利権構造づくりについて

(1) 貴職(岩根社長)は10月9日の記者会見で、「企業風土が変わるのであれば八木と私が辞めればいいんですけども、やはりもう少し底深いもの、歴史的なものがある・・・その全貌を徹底的に暴き出すというを行なわないと、関西電力は本当に信頼していただけない・・・関西電力の持っている組織風土なりというものを全部出すことが、ただ1つ、この問題からもう一度、お客さま、社会の皆さまから信頼していただける道」と述べています。

しかし、なぜ、そのような組織上の問題点が長期間是正されずに来たのかについての言及が一切ありません。原発の立地・建設・運転・プルサーマルおよび福島事故後の再稼働を強引に進めるための「地元での利権構造づくり」こそが、根深い企業風土の根本原因であり、貴職の言う「森山案件」はその一環であり、一つの結果にすぎないと、私たちは考えますが、いかがですか。だからこそ、森山氏との金品授受を拒否することがコンプライアンス上重要だと分かっているながら、前例踏襲主義に陥らざるを得なかったと私たちは考えますが、いかがですか。

(2) 貴社による利権構造づくりは多額の寄付金(漁協・自治体買収)、住民への便益供与(巨額の前発工事費のおこぼれを地元業者へ発注)や、地元雇用関係、さらには地縁・血縁などを通じた隠然たるものまで多岐にわたります。

10月20日付朝日新聞によれば、貴社から高浜町への寄付金は少なくとも17回、計44億円に上ります。高浜3・4号増設同意を求めた1977年度に2.3億円、翌年の同増設申請時に約6億円、1980年度着工時には10億円余を寄付しています。これらを含めて、森山氏が高浜町助役を務めた1977～87年に貴社からの寄付金は計9回、35.8億円に上ります。その額は、同期間の国からの電源三法交付金72.7億円のほぼ半分に相当し、貴社がいかに力を入れていたかが分かります。当時町長だった田中通氏は「町長室を出ると関電社員が廊下におるんや。すると『森山さんを待っています』と」、また、同町職員の間では「きょうも『Mさん詣で』や」とささやかれるほどに、貴社は利権構造づくりに励んでいたと言えます。「原発がなかったら、森山さんにこんな絶大な力はなかった。関電は原発誘致の頃から、脈々と森山

さんの意を付度してきた」との地元業者幹部の証言も紹介されています。つまり、森山氏は貴社の仕立て上げた「地元有力者」の一人にすぎず、結果として、昨年9月の社内報告書に記載されたような「高浜町、福井県庁、福井県議会及び国会議員に広い人脈を有」するようになったのです。

高浜町への計44億円もの寄付は、「公益への寄付、地域社会への貢献」という趣旨とは名ばかりで、高浜原発増設とプルサーマルを地元に入入れさせるための寄付であり、利権構造づくりの一環だったと私たちは考えますが、いかがですか。

(3) 貴社による「利権構造づくり」は、2004年8月の美浜3号事故を契機とする「原子力事業本部」の大阪本社から美浜町への移転(2005年7月25日付け)が一つの転換点となり、森山氏との接点が飛躍的に増えたと報道されています(NHK「クローズアップ現代+」2019.10.23)。

2005年7月移転時の森本浩志副社長兼原子力事業本部長および岸田哲二常務取締役兼原子力事業本部長代理については今回の金品授受の社内調査対象外になっており、不明ですが、八木誠元会長には、原子力事業本部長代理(2006年就任)ないし原子力事業本部長(2009年就任)の間に859万円が授与されています。また、金沢国税局が吉田開発へ査察に入った2018年1月当時の原子力事業本部の本部長は豊松秀己氏、本部長代理は森中郁雄氏、副本部長は鈴木聡氏(原子力安全部門統括・原子力技術部門統括)と大塚茂樹氏(原子力発電部門統括)、原子力事業本部地域共生本部長は右城望氏でしたが、2010～2017年の間に、豊松氏には1億1千万円、森中氏には4千万円、鈴木氏には1億2千万円、大塚氏には720万円、右城氏には690万円もの金品が授与されています。

これらの事実は、美浜3号事故を深く反省して「原子力事業本部」を美浜町へ移転したと言いながら、実際には、美浜3号事故の影響を払拭するために、ここを新たな拠点として、工事発注や寄付金などを通して「原発利権構造づくり」を加速させたのではないかと私たちは考えますが、いかがですか。

(4) 貴社は、福島事故で止まっていた高浜原発等を再稼働させるため、自ら作りあげた利権構造を駆使し、森山氏を利用し、工事発注情報を流し、吉田開発など地元企業への発注を急増させる形で「再稼働の事前了解」を受入れさせる環境作りを進めていったのであり、その流れの中で巨額の金品授与が起きても、それを組織的に拒絶することはできなかったと私たちは考えますが、いかがですか。

貴職を含めた貴社関係者はまるで自らが「金品授与の被害者」であるかのように振る舞っていますが、自ら作り上げた利権構造に自らが絡め取られた結果にすぎず、たとえ加害者が「返り討ち」にあつて被害を被ったとしても、根源的な加害者として責任をとるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

貴職および貴社が深刻に反省すべきは、「巨額の金品授受」を生み出した「関西電力による利権構造づくり」であり、「それなくしては進められない原発の再稼働」そのものと私たちは考えますが、いかがですか。

昨年9月の社内報告書では「(吉田開発に8件の工事を特命発注していた)京都支社は、高浜町の地元企業の活用について配慮してほしい旨を調達本部等に意見具申していたが、この意見具申は、特に近年において高浜発電所の再稼働が全社課題となっていたところ、京都支社として、原子力発電所の安定的な運営や再稼働に向け、その管轄区域内(京都府および福井県の一部)において、立地地域の地元企業活用という会社方針に取り組むとしたものであり、一定の合理性が認められる。」と記載していますが、これは利権構造づくりを正当化する以外の何物でもなく、公益事業を担う電力会社による発注の公平性という観点からも「合理性」はないと私たちは考えますが、いかがですか。

## 質問2. 関西電力による今回の不正の隠蔽について

(1) 今回の不正事件では、何重もの不正の隠蔽工作が行われました。

第1に、本件は、福島事故以降、重大事故への不安が地元や周辺自治体で広がり、国民の過半数が

再稼働に反対している下で、原発を再稼働させるために「利権構造」を駆使している最中に行われ、露呈した金品授与問題であり、「吉田開発への金沢国税局の査察」がなければ、すべてが闇に葬られたままに終わる可能性があったと私たちは考えますが、いかがですか。

第2に、2018年1月に行われた金沢国税局の査察で押収された森山氏のメモに基づき、豊松副社長、森中常務、鈴木副事業本部長、大塚副事業本部長の4名に「脱税」が指摘され、所得修正申告と納税を行った際にも、これを公表せず、極秘裏に社内調査委員会を立ち上げました。このような貴社役員の脱税に係るコンプライアンス事件については直ちに公表し、社内調査委員会で終わらせるのではなく、第三者委員会を公然と立ち上げるのが公益事業に携わる貴社の責務だと私たちは考えますが、いかがですか。なぜそうしなかったのか、その理由も合わせて説明してください。

第3に、金沢国税局による指摘を受けて、慌てた貴職らは、受領したままにしていた1億9,395億円のうち1億5,908万円を豊松副社長・原子力事業本部長(当時)から一括返却させましたが、1着50万円のスーツなど3,487万円は使われて返却されないまま放置されました。「返却」したということは、贈収賄等のコンプライアンス違反であることを認識していたからだとは考えますが、いかがですか。返却した時点で、なぜ、それを公表しなかったか、また、なぜ、3,487万円を含めて全額返却しなかったのか、その理由も合わせて説明して下さい。

第4に、社内調査委員会報告書は、昨年9月11日に出されていますが、1年以上経った今年10月2日の記者会見まで公表されませんでした。このようなコンプライアンス上重要な報告書は社内報告書であるとしても、金沢国税局による脱税の指摘および修正申告と納税の事実と共に速やかに公表し、説明すべきだったと私たちは考えますが、いかがですか。なぜそうしなかったのか、その理由も合わせて説明してください。

第5に、貴社の監査役7名のうち社内の常任3名(生え抜きの元幹部)は昨年10月に同報告書の説明を

受け、その後、社外4名を含めた監査役会で情報を共有しながら、「(金品受領に)不適切な部分はあるが、違法でないので、報告書はおおむね妥当」と結論づけ、取締役会に議題として諮ることはせず、公表を働きかけることもなかったと伝えられています(朝日新聞2019.10.5)。これは、取締役の不正をチェックする監査役がその役割を果たしておらず、貴社のガバナンス(企業統治)に重大な不全が認められる事態だと私たちは考えますが、いかがですか。なぜこんな判断が罷り通ったのか、監査役会での議論の詳細を明らかにしてください。

第6に、各社報道によれば、金沢国税局による査察の後、「関西電力を良くし隊」と名乗る告発者が、今年3月に貴職へ警告文を送付、4月に貴職と監査役7名へ不正公表と人事刷新を求める最後通牒を送付、事前に入手した株主総会資料で人事刷新のないことを知った告発者は、6月5日に貴職へ「マスコミ等へ情報開示する」と通告し、6月8日には大株主の大阪市と神戸市、マスコミ、野党、反原発市民団体、大阪地検特捜部へ告発文を送付しました。事実無根の告発ならともかく、告発された内容は事実と合致しており、6月株主総会で黙過することなくすべてを公表すべきだったと私たちは考えますが、いかがですか。情報公開先リストにない共同通信記者がこれを入手して独自取材で9月26日夜に配信しなければ、貴職および貴社は不正を隠蔽し続けたはずだと私たちは考えますが、いかがですか。

(2) 吉田開発への工事発注は2014.9～2017.12の約3年間で121件(その結果、吉田開発の売上高は5年間で2018年8月期21億円～6倍化)、その内91件はゼネコン経由の間接発注ですが、30件が直接発注で、うち18件は「特命発注」です。社内調査委員会報告書では、「工事発注プロセス・発注額は適正」、「社内ルールに照らして適切」とされていますが、「原子力発電所の安定的な運営や再稼働に向け・・・地元企業活用」という理由だけでは「吉田開発に特命発注する説明」にはなりませんし、工事内容・費用の詳細はマスキングされていて確認しようがありません。経済産業省にはすでに報告されているのですから、疑惑

を晴らすためにも公表すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。公表しない理由を含めて、「発注は適正・適切」だとする根拠を説明してください。

(3) 貴社には、社長を委員長とするコンプライアンス委員会があり、総務室(法務)がコンプライアンス事務局としてグループ全体のコンプライアンス推進を総括することになっていますが、昨年9月の社内調査委員会報告書では「明らかに良識ないし社会的儀礼の範囲を超えている。」「コンプライアンス上、不適切との評価を免れ得ない。」と明記されています。にもかかわらず、1年以上にわたり、貴職が委員長であるコンプライアンス委員会に諮って「コンプライアンス部門を含めて協議し、組織として対応」しなかった責任は重大です。なぜそうしなかったのか、その理由も合わせて説明してください。

### 質問3. 第三者委員会の中立性確保について

(1) 貴職は10月9日記者会見で、八木会長と森中副社長が同日付で辞任する一方、自身は第三者委員会の報告書を受け取ってから辞任すると表明していますが、第三者委員会の中立で公平な調査を保証するためにも、貴職は直ちに辞任すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

貴職は、コンプライアンス上不適切な金品授受の張本人の一人であり、コンプライアンス委員長でありながら不正隠蔽へ動き、再三の告発文を握りつぶし、歴史的な前例踏襲主義の企業風土を醸成してきた企業の責任者が、何の責任もとらずに社長として居座り、第三者委員会に調査を委託し、報告書受領までリーダーシップを発揮するというのは「不正隠蔽の圧力」そのものだ<sup>1</sup>と私たちは考えますが、いかがですか。

### 質問4. 不正の衝動力となった原発再稼働について

(1) 今回の不正および不正隠蔽の衝動力は、福島事故以降の原発再稼働にあることは明確です。今回の不正が明らかになれば再稼働に影響が出るとの判断が根底にあるのです。まさに、10月9日の記者会見で、八木会長辞任と貴職の第三者委員会報

告受領後の辞任を発表した翌日に大飯4号を再稼働(営業運転再開)させましたが、言語道断です。社内調査委員会報告書を作成した昨年9月11日段階では高浜3・4号が定期検査中でしたが、同報告書を伏せたまま、昨年9月28日に高浜4号を再稼働させています。このような住民だまし、国民だましをやめ、原発の運転を即刻中止して、不正と不正隠蔽の究明に全面的に協力し、企業風土の刷新を図るのが先決だと私たちは考えますが、いかがですか。

(2) 野瀬豊・高浜町長は10月8日、40年超運転の認可を得て工事中の高浜1・2号について、関西電力の役員と組織態勢の抜本的な見直しが再稼働を判断する前提になると述べ、「現状では再稼働は認められない」と明言しています(朝日新聞2019.10.8)。この際、運転中の高浜3号と大飯3・4号を停止させ、利権構造に一切頼らず、原発再稼働を認めてもらえるかどうか、立地自治体および隣接自治体の住民に真摯に説明し、すべての情報を公開し、率直に意見を聞くべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(3) 貴職は、10月9日の記者会見で、国会招致の「要望があれば真摯に対応したい」と話しながら、実際には、「10月15、16日の参院予算委員会への役員らの参考人招致要請」を拒否し、「第三者委員会の調査への対応を理由に出席できない」と参院事務局に文書回答しています。しかし、国民の信頼回復のためには、国会の参考人招致に応じ、現時点で把握している内容を国民に真摯に説明すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。また、国会招致に応じると、なぜ第三者委員会の調査に対応できないのか、その理由も合わせて説明してください。

(4) 貴社広報部は、10月25日の公開質問状に文書回答しない理由として「第三者委員会の調査報告が出るまでは一切答えません。」と電話回答しましたが、「調査報告が出されれば、貴職および貴社は国会の参考人招致に応じ、私たちを含めた市民団体からの公開質問状にも回答する意思がある」と、私たちは善意に理解したいのですが、いかがですか。

以上

# 不正隠蔽の関西電力に「一義的責任で検査」を任せ、最大24カ月まで連続運転を可能にする・・・そんな新検査制度の来年4月導入に反対し、原発再稼働と40年超運転を阻止しよう！

## 暴かれた関西電力の根深い隠蔽体質

今回の金品授受問題では、関西電力による「原発利権構造づくり」の一端が暴かれました。しかも、関電は金品授受を系統的に隠蔽してきたのです。

関電役員ら20名による3億2千万円もの金品授受が2018年1月の金沢国税局による調査で発覚するや、最大12年以上受け取ったままになっていた1億6千万円を急いで返却し、こっそり社内調査を行ない、調査報告書をまとめて「監査役会で情報共有」しながら、それを公開せず、「取締役会の議題」にもせず、「関西電力を良くし隊」による再三の告発文送付を握りつぶし、株主総会へ一度も報告せず、2019年9月26日未明に共同通信がスクープ配信するまで隠し続けたのです。この一連の隠蔽工作に典型的に現われた「関西電力の全社的で系統的かつ歴史的に根深い隠蔽体質」は、関電による「原発利権構造づくり」と共に、徹底して暴かれ、批判され、糾弾されねばなりません。

## 関西電力には原発を動かす資格なし

このような隠蔽体質が骨身に染みついた関西電力には、危険な原発を動かす資格はありません。関西電力は、今回の金品授受の責任を森山氏の個人的資質に転嫁しようとしたのですが、かなわず、3回目の記者会見で「会長辞任と社長の第三者委員会報告書受領後の辞任」を打ち出しました。ところが、その翌日に大飯4号を再稼働(営業運転入り)させています。本来なら、金品授受問題の責任をとって、原発再稼働を全面的に中止し、「原発利権構造づくり」を深刻に反省し、地元首長や議会への説明に留まらず、地元住民、電力消費者、さらに国民に対して公開の場や国会で説明し、全情報を公開して批判を甘んじて受け、全社的コンプライアンス体制の全面的改善に傾注しなければならないところです。

深く反省しているというのであれば、関西電力は大飯4号をはじめ稼働中の原発を即刻停止させ、国民に行動で示し、謝罪すべきです。原発を全面停止させても、電力需給には全く影響せず、むしろ、重大事故の危険がなくなり、使用済燃料がこれ以上生み出されずにすむため、大いに歓迎されるでしょう。そうして初めて、自らの築いた「原発利権構造」の全貌を明らかにし、その過ちに気付き、その解体に向けての一步を進められるようになるのです。ところが、関西電力が今やっていることは、真逆です。

## 関電の「一義的責任による検査」は容認できない

しかも、来年4月からは、「原子力規制委員会による定期検査」を廃止し、「関西電力の一義的責任による検査」に任せ、「関西電力が次の検査までもつと判断すれば最大24カ月まで連続運転」を認める・・・こんな新検査制度が始まろうとしているのです。不正隠蔽の関西電力に、原発再稼働を認め、一義的責任で検査を任せることなど断じて許せません。

## 美浜町で暴かれた新検査制度の不都合な真実

原子力事業本部のある福井県美浜町では、松下照幸町議会議員がこの問題を議会等で一貫して追及してこられました。10月11日に開かれた美浜町議会全員協議会では、関西電力が金品授受問題について説明し、原子力規制庁が新検査制度問題について説明しましたが、「ずさんな検査で美浜3号事故を防げず、今回も不正を隠蔽するなど関西電力は信用できない。」「一義的責任による検査や24カ月運転などどんでもない」と、厳しく問いただしておられます。原子力規制庁には別途、より詳しい内容の「原子力規制庁への個別質問」を文書で提出しておりましたが、1カ月後の11月13日付けで文書回答が出され、11月15日に松下議員への個別説明が「森と暮らすどんぐり倶楽部」で約2時間行われ、

## 原子力規制庁による文書回答と個別説明で判明した、来年4月施行「新検査制度」の真実

1. 判定期間の変更申請は定期事業者検査開始3カ月前に保全計画の報告と同時に行い、原子力規制検査で確認を受け、確認証が交付される。その確認には判定期間を変更しても問題がないことの証拠が必要で、それは、過去のデータおよび3か月後に行う定期事業者検査の結果次第になる。維持基準を合格基準として、変更しようとする判定期間内で定期事業者検査の対象施設が事業者による検査で合格している必要がある。ただし、判定期間の告示の変更時期など、具体的な手続き等の運用については内部で検討を進めている。

2. 判定期間で健全性が確認された場合には、運転期間を判定期間内の13カ月、18カ月、24カ月のいずれかを最大期間として運転期間を延長できるが、保全計画の確認に加えて、保安規定の変更申請、認可を受ける必要がある。その変更申請はいつでもできる。保安規定の申請に関する審査・認可の手続きは、原子力規制検査の外で行われる。原子力規制検査は「確認」であり、保安規定の認可は「審査」であり、「検査」と「審査」はその内容も担当者も違う。「検査」では「事業者による確認及び確認行為」に問題がないことを確認し、赤-黄-白-緑の色分けで評定し、問題があれば指摘する。「審査」では、申請された内容の妥当性を審査チームがチェック（根拠の裏付けを確認）し、認可する。

3. 保安規定の審査基準は「施設定期検査」が「定期事業者検査」に置き換わるだけで、運転期間の変更申請・認可の手続きおよび段階的変更については変わらない。ただし、パブリックコメント中であり、最終的に変わるかも知れない。また、判定期間が26カ月の場合、運転期間を13カ月から24カ月へ一挙に増やせるのか、法令にはない保安規定の審査基準に記載された段階的変更の要求によって18か月などの中間的段階を置かねばならないのか、は不明である。

(核燃料の燃焼度制限から、いきなり24カ月へ引上げることは事実上不可能だと思われるが、ここでは規制上の要件を議論している。もっとも、保安規定の審査基準には、判定期間以外に「燃料交換の間隔から定まる期間」という制約も付けられていて、これが燃焼度制限に対応する。)

4. オンライン検査について、西村地域原子力規制総括調整官は、「現行の定期事業者検査において取り入れられている」とは承知していない。定期事業者検査の項目をオンライン検査に切り替えることはできるが、変更する1カ月前に点検計画を報告し、定期事業者検査開始3カ月前には保全計画で明示する必要がある。オンライン検査に切り替える理由を確認し、問題があれば、指摘事項で指摘する。

5. 原子力規制庁によれば、来年4月からの新検査制度と現行制度の違いは、「国による施設定期検査を廃止し事業者の一義的責任で検査を行わせること」および「検査官がフリーアクセスできること」の二つである。検査官は、美浜に5人、高浜に8人おり、常時張り付いているわけには行かないが、フリーアクセスで事業者がいつ何をやるかを把握できるので、事業者の報告なしに現場へ行き、生のデータが見られるので、従来よりはデータを改ざんしにくいように思える。しかし、事業者が巧妙にデータを改ざんしていたら、従来でも分らないし、新検査制度になっても見抜けないかも知れない。発覚した場合には、重い罰則がある。それは従来と同じ。

6. 西村地域原子力規制総括調整官によれば、赤-黄-白-緑の色分け評定と炉心損傷頻度CDFと格納容器機能喪失頻度CFFの対応付けは、重み付けであって、リスク容認を求めるものではない。

7. 西村地域原子力規制総括調整官によれば、現行の施設定期検査では、事業者は検査の合格ラインがなぜこうなっているのかを理解しておらず、これでは施設を維持できない。(だから、新検査制度で一義的責任を持たせて合格ラインを認識させる？これが本音か、口を滑らしたのかは不明)

長沢啓行若狭ネット資料室長も同席が許されました。これらの文書回答と個別説明を通じて、新検査制度の未確定部分がようやく定まり、次のような全貌が明らかになったのです。(詳細は前ページのコラム参照)

### **国の定期検査は廃止、電力会社の責任で実施**

第1に、原子力規制委員会の行う「施設定期検査」は来年3月末で廃止され、4月1日以降は、電力会社等の一義的責任で行われる「定期事業者検査」に置き換えられます(これは既報通りです)。

### **最大24カ月運転が電力会社の思い通りに**

第2に、運転を止めて行う次回の定期事業者検査までの期間、すなわち、連続運転期間は、現行の13カ月、18カ月以内、24カ月以内のうちから、判定期間内で電力会社等が自由に決められますが、判定期間を延長する場合には変更申請と原子力規制検査で「確認証」を受ける必要があります。また、運転期間は「段階的に延長する」とこととされていますが、「段階的」の意味は不明です(前半は既報通りですが、判定期間の延長に確認証が出されたら、運転期間を最大24カ月まで一挙に伸ばせるのか、18カ月等の中間段階が必要なのか、「段階的」の意味を問い合せ中です)。

### **維持基準に適合するかどうかは電力会社が判定**

第3に、電力会社が運転期間を変更する際には、ひび割れ等の検査結果に基づき「判定期間にわたって維持基準が満たされる」と電力会社が評価・判定していること、運転期間を変更する前に保安規定の変更申請をして認可を受けていることが条件です。ただし、判定期間内で維持基準が満たされていれば、保安規定変更申請が認可されないことはありません(これは新たに判明したことですが、保安規定審査基準はパブコメ対応を検討中です。保安規定の変更申請と審査・認可は原子力規制検査の外で行われます)。

### **巧妙なデータ改ざん・隠蔽は見抜けにくい**

第4に、事業者が巧妙にデータを改ざんし、系統的に隠蔽していれば、新検査制度で売り物の検査官による「フリーアクセス」でも見抜けません。この場

合には、罰則が唯一の抑止策になりますが、罰則は「個人に対し1年以下の懲役または100万円以下の罰金、法人に対し1億円以下の罰金」に留まり、実効性に乏しいと言えます(これは既報通りですが、関西電力役員らの3.2億円の金品授受と比べても、微々たる罰則にすぎず、違反の事実を裏付ける証拠が必要です)。

### **原子力規制庁の担当者は実直だが・・・**

この文書回答と個別説明に対応したのは、原子力規制庁地域原子力規制総括調整官(福井担当)の西村正美氏ですが、個人的には非常にまじめで実直な感じの方です。突っ込んだ質問にも、はぐらかさず、「わからない」ことには「わからないので確認する」と答え、「知らない」ことには「知らないので資料はどれか」と聞いてきて、誤解があれば誤解を解いてこちらの主張を確認するという誠実な対応でした。今回の「個別説明」自身が、議会での限られた時間内でのやりとりでは十分説明できないとの判断から、例外的な特別措置として行われたもので、その点では非常に高く評価できます。関西電力も2014年2月までは同様に、まじめな技術者が広報部担当者として説明に応じていたのです。

しかし、問題は、担当者の個人的な資質にあるではありません。危険な原発の再稼働とそのための利権構造、そして、不正隠蔽体質の関西電力に「一義的責任で検査を任せ、最大24カ月までの運転継続を認める新検査制度」にこそあるのです。これを告発する立場に立つのか、容認する立場に立つのかで、個人的資質とその対応は、真逆の意味を持ってくるのです。

### **関西電力の金品授受問題を徹底追及し、原発再稼働阻止、新検査制度導入反対の声を強めましょう！**

今回の金品授受問題は、関西電力による「原発利権構造づくり」の一端を明らかにし、不正隠蔽の根深い企業体質を暴き出しました。このような関西電力には原発を動かす資格はありません。新検査制度で「一義的責任による検査」を任せることなどもってのほかです。関西電力の責任を徹底追及し、原発を止め、「原発利権構造」を解体させましょう。